

京都市告示第 291号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 16 年 9 月 24 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 地区計画の名称

久世高田・向日寺戸地区地区計画

2 都市計画を変更した土地の区域

京都市南区久世高田町，久世中久世町一丁目，久世中久世町五丁目の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)